

令和7年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

令和8年2月6日

2月6日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
- 日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請（知事）
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条（知事）
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条（通知）
- 日程第7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
- 日程第8 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇	
4番	相	馬	孝	臣	5番	高	橋	透	
6番	成	毛	和	弘	7番	芹	川	幹	
8番	栗	山	雅	幸	9番	山	田	宏一	
10番	平	川	君	子	11番	高	松	多可史	
12番	片	野	壽	夫	13番	飯	森	孝	
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老	澤	武
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 1名

3番 鎌 形 力

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	副主幹	林	光	夫

主 查 菅 谷 和 美

開会 午後 3時05分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、3番 鎌形 力委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しております。本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和7年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、2番 林 勇委員、17番 鵜澤幹司委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号、農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから5ページで、整理番号は1番から19番になります。

整理番号1番は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作ができないため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号2番は、譲渡人の財産の清算のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、整理番号3番になります。譲渡人が高齢により耕作ができなくなったため、売買により所有権の移転をするものです。

続きまして、2ページになります。

整理番号4番及び5番は、譲渡人が相続により取得しましたが、耕作ができないことから、売買により所有権の移転をするものです。

続きまして、3ページ、整理番号6番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号7番は、譲渡人が高齢により耕作ができなくなったことから、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、整理番号8番になります。譲渡人が遠方に居住しており、耕作できないため、贈与により所有権の移転をするものです。

整理番号9番は、譲渡人が相続により取得しましたが、耕作ができないため、売買により所有権の移転をするものです。

続きまして、整理番号10番及び4ページ、整理番号11番及び12番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号13番及び14番は、譲渡人と譲受人の農地が自作地に隣接していることから、耕作利便を考慮し、売買により所有権の移転をするものです。

続きまして、整理番号15番になります。譲渡人が遠方に居住しており、耕作できないため、兄弟間で贈与により所有権の移転をするものです。

続きまして、5ページになります。

整理番号16番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号17番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権を移転す

るものです。

整理番号18番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号19番は、譲受人の自作地に近く耕作の利便性を考慮し、売買により所有権を移転するものです。

以上19件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

14番寺島委員 去る1月27日火曜日、午後3時30分より、市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。提出されました農地法第3条の案件は19件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案があります。当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第1号、整理番号16番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号16番については、15番 海老澤武委員。

15番海老澤委員 整理番号16番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、○○○○○○○○である譲受人が、自作地から近く、耕作に利便な農地を取得したい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり米及びサツマイモを栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号16番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号16番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の16番の案件を除く18件について、審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、2番 林 勇委員。

2番林委員 整理番号1番について、説明させていただきます。なお、小林推進委員には連絡済みになっています。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、遠方に居住しており耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番、3番、4番について、3番 鎌形 力委員でございますが、本日欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局主査 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、所有者の破産申立てに伴い、破産管財人が選任され、農地を処分することとなり、近隣農地を所有しており、耕作の合理化及び農業経営の規模拡大のため、一団とした利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向がある譲受人が、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅及び自作地から近く耕作利便であり、通年にわたり米及び各種野菜を栽培することから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思われ
れます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が耕作の合理化及び農業経営の規模拡大のため、一団とした利便性
のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、高齢により耕作ができないため、農地を
処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅及び自作地から近く耕作利便であり、通年にわたり各種野菜を
栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ
ます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が耕作の合理化のため、一団とした利便性のよい農地を譲り受けた
い意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、贈与
による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く耕作利便であり、通年にわたり米及び各種野菜を栽
培することから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思われ
ます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

次に、整理番号5番、6番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号5番について、木村推進委員と現地調査を行った結果を説明いたし
ます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性のよい農地を売
買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作できないため、農地を処分した
い譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりダイコン、トウモロコシを栽培することから、所有権移転後も
農地の良好な維持管理が行われると思います。なお、譲受人については、〇〇〇〇におい
て、既に約12.3ヘクタールにおける営農活動をしており、今後も農地の規模拡大を図って

いく意向です。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号6番について、木村推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣地を耕作していることから、利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、8番 栗山雅幸委員。

8番栗山委員 整理番号7番について、石原推進委員と現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自宅から通作可能な農地を売買にて譲り受けたい意向があり、高齢により耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりカボチャ、トウガンを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8番について、9番 山田宏一委員。

9番山田委員 整理番号8番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性の良い農地を譲り受けたい意向があり、遠方に居住しており耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く耕作利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番、10番について、10番 平川君子委員。

10番平川委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりサツマイモを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、梨農家を経営している譲受人が、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり梨を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号11番、12番について、11番 高松多可史委員。

11番高松委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を報告いたします。なお、細野推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号12番について現地調査の結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号13番から15番について、14番 寺島美幸委員。

14番寺島委員 整理番号13番及び14番について、関連がありますので、一括して宮城推進

委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、双方所有の農地がそれぞれ隣接しており、お互いにサツマイモを栽培していることから、耕作の利便性の向上と農業経営の合理化を図りたいとの意向が両者で一致したことにより、このたび、売買による所有権移転の協議が調ったものです。なお、当該申請については、双方所有の農地の形状及び面積に大きな相違があることから、農地の交換ではなく売買による所有権移転の申請になりました。また、譲渡人かつ譲受人のお一方の住所地が〇〇〇〇〇〇であることについて、昨年末に、〇〇から〇〇〇〇〇〇地先の複数の農地を相続しており、現在は、〇〇〇〇〇〇の自宅と〇〇〇〇〇〇地区の実家を往来しながら農業経営をしております。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

整理番号15番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、遠方に居住しており耕作ができなくなったことにより、農業経営を廃止することにした譲渡人である弟から、農業経営の規模を拡大したい譲受人である兄へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地は、譲受人である兄の自宅から近く耕作利便であり、譲渡人である弟が耕作していた農地でもあることから、当該申請地への思い入れも強く、通年にわたりサツマイモ、ジャガイモを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号17番について、16番 菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 整理番号17番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりトウモロコシを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号18番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号18番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、高橋推進委員には、電話にて説明をさせていただきます。

この申請は、譲受人が自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり米の育苗をするとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号19番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号19番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、このたび譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりサツマイモを栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号16番の案件を除く18件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

です。

申請地は耕作されておらず、現状のまま工事を施工します。排水については、雨水は浸透ますにより地下浸透とし、汚水、雑排水は、合併浄化槽処理後に敷地北東側、隣接する畑に排水管を埋設し、水路に放流します。隣接する畑の所有者からは、排水管の埋設工事の承諾を得ており、水路管理者である〇〇〇〇〇〇から排水の同意を得ております。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号、農地法第5条事業計画変更承認申請の各案件について、概要を説明します。

ページは7ページから10ページで、整理番号は1番から10番になります。

整理番号1番から5番は、同一案件になりますので、一括して説明いたします。

当該案件は、太陽光発電施設建設の遅延により、工期を延長変更するものになります。

続きまして、整理番号6番から、10ページ、10番につきましても、同一案件となりますので、一括して説明をさせていただきます。

当該事業は、土砂採取事業の継続による一時転用期間の延長となります。

〇〇〇〇〇から〇〇方面に〇〇メートルほど進んだ〇側にある山砂採取地になります。

本件の譲受人は〇〇〇〇〇〇に所在する砂利採取販売業などを営む法人です。

申請地において、令和〇年〇月〇日まで山砂採取用地としての一時転用許可を受けていますが、山砂採取事業の期間延長により、一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、そのほかは、当初許可を受けた内容に変更はなく、周囲の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは11ページから12ページで、整理番号は1番から6番になります。

整理番号1番になります。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権を設定するものです。

農地区分は、第1種農地内の不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

続きまして、整理番号2番になります。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号3番になります。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転になります。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域であるため、第3種農地になります。

整理番号4番になります。転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域であるため、第3種農地になります。

続きまして、整理番号5番になります。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域であるため、第3種農地になります。

続きまして、整理番号6番になります。

転用目的は店舗の駐車場用地の拡張で、権利の内容は賃貸借権の設定になります。

農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の拡張によることから、第1種農地不許可例外事由〇と判断いたしました。

以上、6件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

1 4番寺島委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 始めに、整理番号1番について、1番 天野一雄委員。

1 番天野委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

譲受人は現在、〇〇住まいですが、手狭となったため、隣接する〇〇所有の農地に専用住宅を建築するものです。

申請地は、道路と同じ高さにあり、切土、盛土は行いません。排水について、雨水は浸透ますによる敷地内浸透とし、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地東側にある水路

に放流する計画で、〇〇〇〇〇〇〇〇から放流の同意を得ております。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、2番 林 勇委員。

2番林委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、小林委員には連絡しております。

場所の説明なんですが、〇〇〇〇、〇〇より〇〇方面に向かい、〇側に〇の〇〇〇〇〇、〇側に〇〇〇〇があり、その〇〇〇を〇に入り道なりに行き、〇〇の〇〇が出てくるので、その〇を〇に入り、さらに〇キロくらい行くと〇〇〇があります。そこを〇に行き、約〇〇メートルくらい行くと〇側にまた〇〇の〇〇があるんですが、その〇を入れて、〇メートルくらい行った道路の〇側になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は、長年、耕作に利用されておらず、平坦な農地であることから、整地のみで埋立て等の造成は行いません。排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透とします。また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番から5番について、13番 飯森 孝委員。

13番飯森委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、朝日推進委員には、電話にて説明してあります。

場所は、〇〇〇〇より〇へ約〇〇メートルくらい行きますと、〇側に〇〇〇という〇〇があります。その〇〇〇側へ曲がって〇〇メートルくらい行くと〇〇〇があるんですが、そこを〇〇して、〇〇メートルくらい行った〇側になります。なお、ここは〇〇〇〇〇〇の〇側になるところです。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模

で、集水ますを設け、敷地内にて浸透処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して、進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、13ページの整理番号1番から16ページの整理番号115番になります。

全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は16ページの下段左下に記載のとおりです。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

飯森委員。

13番飯森委員 この整理番号の1、2、3ありますよね。これ、同じところで10アール単価がかなり違うんですけれども、面積のほうから、そのまま単価のほうに来ているのかなと思うんですけれども。

事務局農地班長 すみません、ご指摘ありがとうございます。

私どもの確認不足で、この計算式が違っていると思われまして。修正し、後日、送らせてもらいたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

議長 ほかには質疑ありますか。

では、飯森委員、それでよろしいですか。

13番飯森委員 はい。

議長 それでは、質疑のほう、これで打ち切りまして、次に、採決をいたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の案件については、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は25件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は4件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は2件になります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時08分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人